

令和6年度～8年度

砥部町 高齢者福祉計画 及び第9期介護保険事業計画



I

計画策定の趣旨

砥部町では、高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざして、サービス需要の増加や多様な高齢者ニーズに対応できるための体制整備を進めるとともに、希望する場所で高齢期を過ごすことができるよう、総合的な施策の推進に努めてきました。

この度、令和6年3月末をもって、現在の砥部町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画が終了することから、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康に暮らし続けられる体制づくりに向け、砥部町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定します。

令和6年3月
砥部町

2

計画の期間

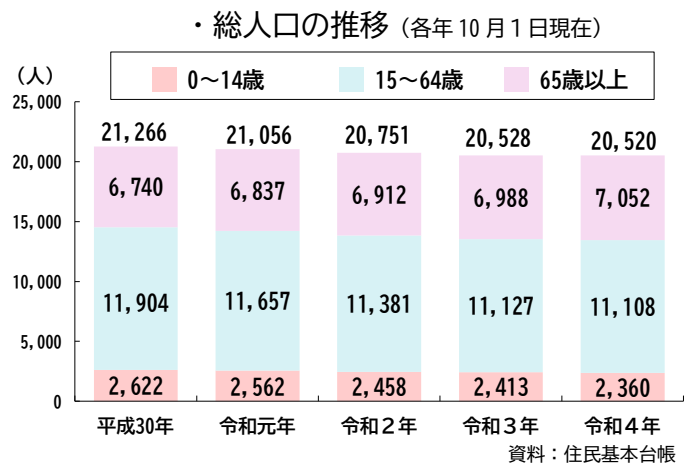
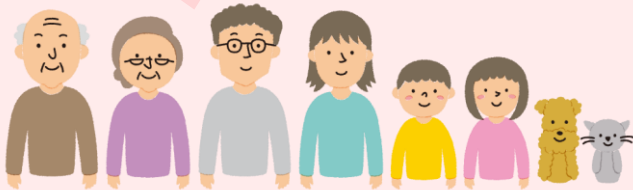
この計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画の期間において、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を迎える中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第8期計画 2021～2023			第9期計画 2024～2026			第10期計画 2027～2029		

3

町の現状

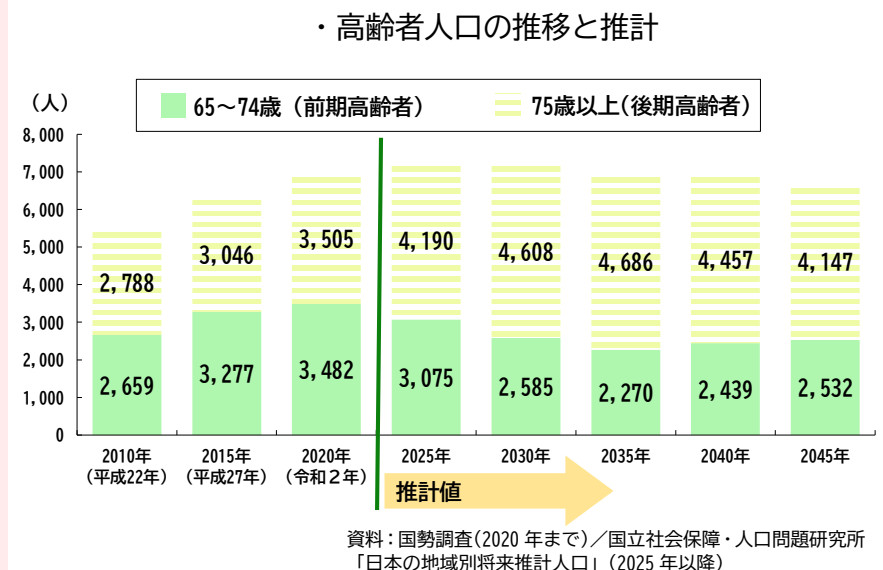
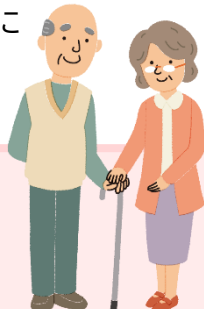
近年の総人口をみると、年々減少しており、平成30年と比較すると、令和4年には746人減少しています。



町の人口は今後も減少が続くと予測されています。

前期高齢者・後期高齢者の人口推計をみると、前期高齢者は令和2年以降減少し、2040年以降再び増加に転じる見込みです。

後期高齢者は2035年まで増加し、それ以降減少に転じる見込みとなっています。



今後は後期高齢者が増加し、2035年には前期高齢者の約2倍となる見通しです。

本計画では「高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざして」の基本理念の下、4つの基本目標を柱に、本町の高齢者福祉を推進します。

基本理念

高齢者がいきいきと暮らせる 地域社会をめざして



基本目標 1

高齢者が生きがいを持って暮らせるための仕組みづくり

- (1) 生きがいづくり活動の推進
- (2) 社会参加の推進

高齢者が地域で自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけではなく、生きがいを持つことも重要です。そのため、高齢者の多様な学習機会や趣味活動の充実を図るための交流の場の提供、多様な就労・社会参加ができる環境整備を図るとともに、意欲のある人が地域の担い手としても活躍できる環境整備を進めていきます。

基本目標 2

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 高齢者を見守る地域の体制づくり
- (3) 認知症施策の推進

地域包括支援センターを中心に、さまざまな主体が連携し、個人の状態やニーズに応じた適切な介護サービスや生活支援サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

また、今後は認知症高齢者の増加が見込まれていることから、早期に発見、対応できる体制づくりや認知症高齢者やその家族への支援に向けた施策を推進するため、認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を両輪とし、総合的な認知症施策に取り組みます。

基本目標 3

高齢者が健康で、要介護にならない仕組みづくり

- (1) 健康づくり活動の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

介護予防への理解を深め主体的に取り組めるよう、制度や事業参加による介護予防効果について周知を図るとともに、高齢者の介護予防に対する多様なニーズに対応した事業展開を図っていきます。また、多様な主体へ参画を促し、生活支援・介護予防サービスの提供の充実を図るとともに、専門職や保健事業等との連携を強化し、自立支援・重度化防止に向け、高齢者の状態に応じた介護予防を実施します。



基本目標 4

介護保険制度の充実に向けた仕組みづくり

- (1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
- (2) 介護サービスの質的向上
- (3) 介護保険制度の円滑な運営

介護サービス・介護予防サービスの質・量の充実を図るとともに、利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。また、生産年齢人口の減少が続く状況を踏まえ、介護人材の確保とともに、介護現場におけるICTの活用や業務の効率化などを図り、より質の高い介護サービスが提供できる環境づくりを促進します。さらに、自然災害時の備えとして、計画に基づいた災害時対応や、ポストコロナを見据えた新型コロナウイルス感染症の5類移行後の感染症対策を促進します。



第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、介護給付費の推計に基づき、3年ごとに見直すこととなっています。また、制度改正に伴い、所得段階は現行の9段階から13段階に移行します。

第9期の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、第8期と同額の6,415円となっています。

第9期基準額 → 6,415円（月額）

◆令和6年度から令和8年度までの所得段階別介護保険料◆

所得段階	区分		負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、 世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者、 世帯全員が町民税非課税、かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者		0.455 (0.285)	35,100 (22,000)
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	課税年金収入額＋合計所得金額が 80万円超120万円以下の者	0.685 (0.485)	52,800 (37,400)
第3段階		課税年金収入額＋合計所得金額が 120万円超の者	0.690 (0.685)	53,200 (52,800)
第4段階	本人が町民税 非課税 (世帯に課税者がいる)	課税年金収入額＋合計所得金額が 80万円以下の者	0.900	69,300
第5段階		課税年金収入額＋合計所得金額が 80万円超の者	1.000 【基準額】	77,000
第6段階	本人が町民税 課税	合計所得額が120万円未満の者	1.200	92,400
第7段階		合計所得額が120万円以上 210万円未満の者	1.300	100,100
第8段階		合計所得額が210万円以上 320万円未満の者	1.500	115,500
第9段階		合計所得額が320万円以上 420万円未満の者	1.700	130,900
第10段階		合計所得額が420万円以上 520万円未満の者	1.900	146,300
第11段階		合計所得額が520万円以上 620万円未満の者	2.100	161,700
第12段階		合計所得額が620万円以上 720万円未満の者	2.300	177,100
第13段階		合計所得額が720万円以上の者	2.400	184,800

※町民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の保険料は、国、県、町の予算成立により（ ）内の額に軽減されます。

発行：砥部町

編集：砥部町 介護福祉課 介護保険係

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL：089-962-7255 FAX：089-962-6820